

平成 23 年度
庄内地区まちづくり協議会総会

みんなで作る 住みよいまち
庄内

日 時 平成23年 4 月 26 日(火)PM7:30～

場 所 庄内地区公民館2階 大会議室



みやこのじょうし みんけんしょう
都 城 市 民 憲 章

わたくしたちは、^{かぜひか}風^{みずす}光^{きりしま}り、^{だいち}水^い澄^{みやこのじょう}む霧^{しみん}島の大地に生きる都 城 の市民
です。

わたくしたちは、^{ひとり}一人ひとりが^{せいかつ}すこやかに生活できるふるさとをつくる
ために、この^{けんしょう}憲章^{さだ}を定めます。

^{しぜん}自然の^{かんしゃ}めぐみに感謝し、^{ゆた}豊か^{うつく}で美しい^{かんきょう}環境をつくりましょう。

^{ひと}人を^{おも}思いやる^{こころ}心^もを持ち、^{あゆ}ともに^{しゃかい}歩んでゆける社会をつくりましょう。

^{じぶん}自分にできる^みことを見^{きょう}つけ、^{どりよく}今日の努力を^{あす}明日の^{ゆめ}夢につなげましょ
う。

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 市民憲章朗読
- 3 会長あいさつ
- 4 感謝状贈呈
- 5 来賓あいさつ
 - ・コミュニティ課 課長 渡辺 一生 様
 - ・庄内地区市民センター 所長 常盤 公生 様
 - ・都城市議会議員 来住 一人 様
- 6 議長選出
- 7 議案審議
 - 第1号議案 平成22年度事業報告
 - 第2号議案 平成22年度収支決算報告
監査報告
 - 第3号議案 平成23年度事業計画（案）
 - 第4号議案 平成23年度収支予算（案）
 - 第5号議案 役員選出について
- 8 その他
- 9 新旧役員あいさつ
- 10 閉会のことば

平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

都城市庄内町 12692 番地
庄内地区まちづくり協議会
会長 釘村 美千也

1 事業概要

平成18年11月に「庄内地区市民自治検討会議」が設立され、「地域のことは、地域の手で解決していこう」という合言葉のもと25回の協議を重ね、平成20年3月には都城市に対して「庄内地区まちづくり協議会設置についての要望書」を提出しました。平成21年度からは「庄内の夢をかたみろ会」と名称を改め、組織体制づくりや協議会規約について8回の協議を行いました。平成22年3月24日に「庄内地区まちづくり協議会設立宣言式」を行い、平成22年4月には事務局を庄内地区公民館内に設置、都城市より「我がまち交付金」の交付と共に職員も派遣され協議会がスタートしました。

協議会運営に先立ち設立総会を開く準備を進めていたところ、4月20日、都農町において口蹄疫陽性の牛が見つかり、その後川南町や周辺市町の牛・豚に感染が拡大し、過去類を見ない事態となりました。5月18日には東国原知事より非常事態宣言が出され、あらゆるイベントや集会を自粛することとなり、やむを得ず設立総会は書面審議にて行うこととしました。

口蹄疫は発生から4ヶ月間で29万頭もの家畜が殺処分されると言う大きな被害が出ましたが、ようやく終息を見た8月26日、47名が出席し協議会の第1回全体会議及び部会議を開催することができました。その後は各部会それぞれ4～6回の協議を行い基本方針の確認や今後の事業計画づくりに取り組みました。

平成23年2月3日に第2回全体会議を開催し、各部会の事業計画の協議を行うと共に、協議会のキャッチフレーズを「みんなでつくる 住みよいまち庄内」と決定しました。本年度は、当初計画として5年間の事業計画を策定しました。また、平成23年度も事業を実施しながら継続して計画策定に取り組むこととします。

その他特筆すべき協議会の事業としては、5月に「庄内みどころマップ」を各戸配布したこと、城山公園整備事業を都城市より受託し、作業は地区住民の協力で無事終えたこと、庄内ふるさとまつり用に協議会のPRを兼ねたのぼりを作成したことなどが挙げられます。

2 事業内容

(1) 地区の総合的施策に関する事項(規約第4条1)

①. 専門部会を設置し事業計画立案

(2) 地区内の各種団体の事業活動に関する事項(規約第4条2)

①. 専門部会で各種団体の事業活動内容把握、調整

(3) 地区の広報宣伝に関する事項(規約第4条3)

- ①. 「庄内みどころマップ」の各戸配布(2,200部)
- ②. 「庄内地区まちづくり協議会だより」の発行

(4) 地区「まちづくり」のためのイベント等施策に関する事項(規約第4条4)

- ①. 庄内三大イベントふるさと祭り‘のぼり旗’の作成

(5) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項(規約第4条5)

- ①. 城山公園眺望改善の為の杉伐採の要望

(6) その他目的達成に必要な事項(規約第4条6)

- ①. 城山公園管理受託作業

3 処務の状況

(1) 役員に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日現在

役 職	氏 名	団 体 名 等
会長	釘村 美千也	庄内地区社教連会長・西区自治公民館長
副会長	福村 修	庄内地区社会福祉協議会会長
〃	馬籠 英男	庄内地区高齢者クラブ副連協長
〃	今ヶ倉 毅	乙房自治公民館長
自治公民館活動部会長	釘村 美千也	庄内地区まちづくり協議会会長兼務
地域づくり部会長	福田 定見	庄内地区壮年連絡協議会会長
教育文化活動部会長	大川原 紀美生	民俗芸能保存会
健康福祉部会長	大河原 弘子	庄内地区民生委員児童委員協議会会長
環境整備部会長	徳丸 義彦	消防 7 分団
事務局長	朝倉 脩二	会長委嘱
監事	田川 豊	関之尾自治公民館長
〃	萩原 忠子	庄内地区ボランティア連絡協議会会長

(2) 事務局に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日現在

職 名	氏 名	備 考
事務局長	朝倉 脩二	平成 22 年 7 月～
事務局員	大久保 誠	都城市職員

(3) 会議に関する事項

①. 定期総会

開催年月日	会議の内容	審議者
平成22年6月18日	設立総会書面審議【議案第1号～6号】	47名

②. 役員会

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月24日	第1回全体会議に関する件	6名
平成22年10月18日	専門部会の進捗状況報告 事業計画調書の作成に関する件	5名
平成22年11月1日	事業計画に関する件	6名
平成22年12月21日	各専門部会の進捗状況報告	6名

③. 運営委員会

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月11日	書面審議結果に関する件 第1回全体会議に関する件	21名
平成22年11月9日	事業計画に関する件	7名
平成23年1月17日	各専門部会の事業計画案と各部の調整に関する件	13名

④. 全体会議

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月26日	庄内地区まちづくり協議会経過報告 書面審議結果報告	47名
平成23年2月21日	各専門部会の事業計画案について報告	40名

⑤. 地域づくり部会

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月26日	部会の進め方に関する協議	12名
平成22年9月16日	事業計画立案 部の目標像に関する件	11名
平成22年10月20日	事業計画立案	10名
平成22年11月18日	事業計画立案	9名
平成22年12月14日	事業計画まとめ	8名
平成23年1月26日	事業計画まとめ 部の目標像に関する件	12名

⑥. 教育文化活動会

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月26日	部会の進め方に関する協議	11名
平成22年9月13日	事業計画立案	11名
平成22年10月18日	事業計画立案	12名
平成22年11月15日	事業計画立案	12名
平成22年12月13日	事業計画まとめ	12名
平成23年1月24日	事業計画まとめ	12名

⑦. 健康福祉部会

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月26日	部会の進め方に関する協議	15名
平成22年9月30日	事業計画立案	14名
平成22年11月25日	事業計画立案 部の目標像設定	13名
平成23年1月25日	事業計画まとめ	12名

⑧. 環境整備部会

開催年月日	会議の内容	出席者
平成22年8月26日	部会の進め方に関する協議	9名
平成22年9月22日	事業計画立案	8名
平成22年11月17日	事業計画立案	8名
平成23年1月20日	事業計画まとめ 部の目標像設定	9名

⑨. その他

開催年月日	内容	備考
平成22年5月1日	「庄内みどころマップ」配布	2,200部
平成22年9月1日	公募文書配布	応募なし
平成22年10月20日	ふるさと祭りのぼり旗作成	70本
平成23年3月15日	「協議会だより」発行	第1号
	城山公園管理受託作業	年4回

第2号議案

平成22年度 庄内地区まちづくり協議会 収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	0	0	0	協議会初年度の為、繰越金なし。
交付金	1,500,000	1,500,000	0	都城市我がまち交付金
受託料	1,166,550	1,166,550	0	城山公園整備受託料
雑収入	0	20,128	20,128	地区社教連育成費:20,000 預金利息:128
計	2,666,550	2,686,678	20,128	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
役員報酬	194,000	194,000	0	会長30,000円×1名=30,000円
				副会長20,000円×3名=60,000円
				部会長20,000円×4名=80,000円
				事務局長20,000円×1名=20,000円
				監事2,000円×2名=4,000円
作業報酬	900,000	479,827	△420,173	第1回作業報酬(228,000円)
				第2回作業報酬(69,000円)
				第3回作業報酬(126,000円)
				第4回作業報酬(25,000円)
				傷害保険料(1,827円)
				乗用モア賃借料(30,000円)
事業費	700,000	147,000	△553,000	ふるさと祭りのぼり
研修費	250,000	0	△250,000	
旅費	285,000	136,000	△149,000	役員会・運営委員会・部会議・全体会議
事務局費	150,000	52,968	△97,032	用紙等消耗品・地区公民館使用料
印刷製本費	30,000	19,517	△10,483	会議資料印刷代
通信運搬費	30,000	8,000	△22,000	郵便料金
基金積立	0	686,723	686,723	城山公園管理費余剰費分
予備費	127,550	0	△127,550	
合計	2,666,550	1,724,035	△942,515	

(収入)2,686,678円 - (支出)1,724,035円 = 962,643円(次年度繰越金)


監査報告書

私は、庄内地区まちづくり協議会規約第 8 条第5項の規定に基づき協議会の事業及び会計を監査しました。

平成 22 年度の庄内地区まちづくり協議会の監査について、現金出納帳、預金通帳、領収書綴り等の関係書類を調査の結果、正確に処理され適正であったことを報告します。

実施日 平成23年4月22日

場 所 庄内地区公民館

監事 田川 

監事 萩原 忠子 

平成23年度事業計画書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

都城市庄内町 12692 番地
庄内地区まちづくり協議会
会長 釘村 美千也

1 事業方針

平成 23 年の新年を迎えたばかりの 1 月 26 日、新燃岳の爆発的噴火により都城市・高原町や日南市まで降灰があり、地域住民の生活は大きな影響を受けております。噴火活動はいつまで続くか予測がつかず、大雨による土石流の被害も懸念されております。

さらに追い打ちをかけるように 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 という大地震が発生し、大津波により戦後最大の被害が発生しました。死者・行方不明者数は 2 万人をはるかに超え、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により放射能汚染の恐れも深刻です。

こういった災害が起きるたび地域の結束力の大切さがクローズアップされますが、それは一朝一夕にできるものではなく、普段から住民が参加しいろいろな意見を出し合い、行動することが大切であると考えます。

庄内まちづくり協議会も設立 2 年目を迎え、昨年立てた計画に基づき、いくつかの事業に着手致します。また長期の計画づくりも引き続き行います。代議員の皆様にはそれぞれ所属する団体の活動を行いながら、さらに協議会の部会などご負担をお掛けしますが「みんなでつくる 住みよいまち庄内」実現のためご協力をお願い致します。

2 事業内容

(1) 地区の総合的施策に関する事項(規約第4条1)

- ①. 各専門部会の平成 23 年度事業を実施
- ②. 各専門部会で継続して長期事業計画立案

(2) 地区内の各種団体の事業活動に関する事項(規約第4条2)

- ①. 各種団体の事業活動内容把握、調整
- ②. 各種団体の実施事業への協力

(3) 地区の広報宣伝に関する事項(規約第4条3)

- ①. 庄内みどころ看板の設置(6ヶ所)
- ②. 「庄内地区まちづくり協議会だより」の発行

(4) 地区「まちづくり」のためのイベント等施策に関する事項(規約第4条4)

①. 庄内地区三大イベントへの協力

(5) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項(規約第4条5)

①. 庄内地区の各種団体の事業推進に関する要望

②. 地区内公共施設の整備に関する要望

③. 地区内歴史施設の保存及びPRに関する要望

(6) その他目的達成に必要な事項(規約第4条6)

①. 城山公園管理受託作業

平成23年度 事業計画（案）

事業実施部	(事業名)	着手時期			必要経費(概算)	備考
		1年目 (23年度)	3年以内	5年以上(27 年度以降)		
協議会全体	城山公園管理受託作業	0			-	22年度からの継続事業
	城山公園の環境整備(木の伐採)要望	0			-	市へ要望
	マイクロバス配置要望	0			-	市へ要望
	ボランティア登録制度	0			-	
	まちづくり研修	0			25万円	
	城山公園防空壕の保存に関する事	0			-	市へ要望
	市営町区団地の建替に関する事	0			-	市へ要望
地域づくり部会	関之尾ライトアップ事業への協力	0			20万円	
	“庄内川こいのぼり”の駐車場に関する事	0			12万円	道路案内看板3枚 場内案内看板3枚
	サイクリングコースの設定		0		-	23年度から協議を開始し、3年以内の事業実施を目指す。
	レンタサイクル事業		0		-	
	石垣散策コースの設定		0		-	
	北前公園活用	長期的な研究・検討事項			-	
	コミュニティバスの運用				-	
道の駅開設	23年度からの研究・検討事項			-		
教育文化活動部会	中学1年生を対象にした歴史伝承	0			印刷製本費90部×10枚 10,000円	
	庄内みどころ看板設置	0			53,000円×6ヶ所=318,000円 中学校・小学校3ヶ所・地区公民館・庄内市民広場に設置予定	【横180mm×縦120mm】1設置 あたり53,000円
	史跡説明看板未設置箇所への設置	0			【要望】 島津資忠夫妻の墓の看板設置を文化財課へ要望する。	
	観光施設等への案内看板の設置		0			23年度の協議事項とする。
	小学生を対象にした関之尾滝案内		0			23年度の協議事項とする。
健康福祉部会	高齢者・認知症・障害者・一人暮らし世帯とのコミュニケーションの場の推進(サロンの充実)	0			10万円	1地区1万円×10地区
	地域ぐるみの一人暮らし世帯への声かけの推進	0			10万円	旗を活用した取組み 100本×1,000円
環境整備部会	カーブミラーの把握、清掃及び設置要望	0			-	
	庄内川堤防の整備について県へ要望	0			-	
	庄内川堤防“草刈り機”の導入に関する事	長期的な研究・検討事項			-	

第4号議案

平成23年度 庄内地区まちづくり協議会 収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項目	今年度予算額	前年度決算額	摘要
繰越金	962,643	0	
交付金	2,956,815	1,500,000	都城市我がまち交付金 運営費: 1,500,000円 団体助成金: 1,456,815円
受託料	1,266,300	1,166,550	城山公園受託料
雑収入	200	20,128	預金利息
計	5,185,958	2,686,678	

支出の部

(単位:円)

項目	今年度予算額	前年度決算額	摘要
役員報酬	194,000	194,000	会長30,000円×1名=30,000円
			副会長20,000円×3名=60,000円
			部会長20,000円×4名=80,000円
			事務局長20,000円×1名=20,000円
			監事2,000円×2名=4,000円
団体助成金	1,456,815	0	自治公民館補助金 862,000円
			地区自公連運営費 94,500円
			環境保全活動支援交付金 310,315円
			社会教育関係補助金 190,000円
城山公園管理費	1,266,300	479,827	作業報酬・燃料代・傷害保険・機械賃借料
事業費	1,250,000	147,000	各専門部会から提案されている事業費(3年以内着手も含む)及び地区の活性化・PRに繋がる事業費
研修費	250,000	0	
旅費	369,000	136,000	役員会 5名×500円×6回
			運営委員会 10名×500円×6回
			部会議 54名×500円×12回
事務局費	150,000	52,968	用紙等消耗品・地区公民館使用料
印刷製本費	30,000	19,517	会議資料印刷代
通信運搬費	30,000	8,000	郵便料金
予備費	189,843	0	
基金積み立て	0	686,723	
合計	5,185,958	1,724,035	

平成23年度庄内地区まちづくり協議会役員(案)

平成22年度

役職	氏名	団体等名
会長	釘村 美千也	
副会長	福村 修	
〃	馬籠 英男	
〃	今ヶ倉 毅	
監事	田川 豊	
〃	萩原 忠子	
◎事務局長	朝倉 脩二	

◎事務局長は会長が委嘱する。

平成23年度(案)

役職	氏名	団体等名
会長		
副会長		
〃		
〃		
監事		
〃		
◎事務局長		

◎事務局長は会長が委嘱する。

役職	氏名	団体等名
◎自治公民館活動部会長	釘村 美千也	
〃 副部会長	今ヶ倉 毅	
〃 幹事		
〃 書記	羽田 優	
◎地域づくり部会長	福田 定見	
〃 副部会長	黒木 優一	
〃 幹事		
〃 書記	大久保 誠	事務局
◎教育文化活動部会長	大川原 紀美生	
〃 副部会長	今村 壮二	
〃 幹事		
〃 書記	武田 浩明	地域サポーター
◎健康福祉部会長	大河原 弘子	
〃 副部会長	坂元 寛雄	
〃 幹事		
〃 書記	和田 幸雄	地域サポーター
◎環境整備部会長	徳丸 義彦	
〃 副部会長	大河原 康夫	
〃 幹事		
〃 書記	上柳 隆巳	地域サポーター
◎広報委員長	朝倉 脩二	
広報委員	福田 定見	広報委員については、各専門部の会長が兼任。
〃	大川原 紀美生	
〃	大河原 弘子	
〃	徳丸 義彦	

役職	氏名	団体等名
◎自治公民館活動部会長	今ヶ倉 毅	
〃 副部会長	徳留 次男	
〃 幹事		
〃 書記	森島 和幸	
◎地域づくり部会長		
〃 副部会長		
〃 幹事		
〃 書記	大久保 誠	事務局
◎教育文化活動部会長		
〃 副部会長		
〃 幹事		
〃 書記	武田 浩明	地域サポーター
◎健康福祉部会長		
〃 副部会長		
〃 幹事		
〃 書記	和田 幸雄	地域サポーター
◎環境整備部会長		
〃 副部会長		
〃 幹事		
〃 書記	上柳 隆巳	地域サポーター
◎広報委員長		
広報委員		広報委員については、各専門部の会長が兼任。
〃		
〃		
〃		

庄内地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、庄内地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、都城市庄内地区公民館(以下「地区公民館」という。)内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区公民館を中心とした地域社会(以下「地区」という。)を活動の対象範囲とし、地区内の各種団体の連携強化を図り、地区住民の総意に基づき、協働して自主的、主体的に地域活動を展開し、住みよい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 地区の総合的施策に関する事項
- (2) 地区内の各種団体の事業活動に関する事項
- (3) 地区の広報宣伝に関する事項
- (4) 地区「まちづくり」のためのイベント等施策に関する事項
- (5) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(組織)

第5条 協議会は、地区住民及び地区内の各種団体等(以下「地区住民」という。)をもって構成する。
2 前項の各種団体等及びその代議員数は、別に規程で定める。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 5名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名

(選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において組織の中から選出する。
2 部会長は、各専門部会において選出する。
3 事務局長は会長が委嘱する。

(職務)

第8条 役員の所掌任務は次のとおりとする。
(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
(3) 部会長は、部会を総括する。また、部会員の意見等を集約し、運営委員会に提議するとともに、運営委員会の審議内容等を部会に報告する。
(4) 事務局長は、事務を総括する。
(5) 監事は、協議会の事業および会計を監査し、その結果を総会に報告する。報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期終了後、初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3 任期中の役員に欠員が生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 会長は、前項による役員を補充するときは、運営委員会承認を受け、総会にこの旨を報告しな

ればならない。

5 運営委員及び代議員の任期は1年とし、再任は妨げない。

6 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第10条 役員には、活動費を支給する。役員の実活動費については、別に規程で定める。

(顧問)

第11条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、意見を述べるることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(会議の種類)

第12条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、運営委員会及び各専門部会とする。

(会議の招集・構成)

第13条 定期総会・役員会・運営委員会は、会長が招集し、専門部会は部会長が招集する。

2 定期総会は、年1回とし、毎年4月末日までに招集する。

3 臨時総会については、代議員の3分の1以上のものから書面による要求があったとき、または運営委員会において必要と認めるときに、会長が招集する。また、第8条第1項第5号の規定によるときは、監事が招集する。

4 役員会は、会長、副会長、事務局長で構成し、本協議会の企画提案にあたる。

5 運営委員会は、会長、副会長、部会長、事務局長で構成し、原則として2月に1回会長が招集する。

(会議の議長)

第14条 総会にあつては、出席代議員の中より選出された者、運営委員会にあつては会長が、部会にあつては部会長がそれぞれ議長となる。

(情報の公開)

第15条 協議会の会議・会議録等については、原則として公開とする。

2 協議会は、地区住民から会計帳簿等、協議会の運営に関する書類の閲覧請求があったときは、これに応じなければならない。

(報告)

第16条 協議会は、毎年度の総会において、第18条第1項各号の事項について議決があったときは、地区住民に公表する。

第3章 総会

(総会)

第17条 総会は、代議員の過半数の出席及び委任状提出をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 総会は、協議会の最高議決機関であり、協議会の役員、事務局員及び第5条第1項に定める各種団体等から選出された代議員をもって構成する。

(総会の協議事項)

第18条 総会では、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 事業計画・事業報告に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) 規約の変更等に関する事項

(4) 役員承認に関する事項

(5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

(6) 解散に関する事項

第4章 運営委員会

(運営委員会の任務)

第19条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 予算・決算の作成に関する事項
- (3) 規約及び規程の制定または改廃に関する事項
- (4) 部会報告の審議に関する事項
- (5) 行政当局との案件に対する各種事項の処理に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 専門部会活動に対する指導・助言に関する事項
- (8) 顧問に関する事項
- (9) その他、会長が必要と認める事項

第5章 専門部会

(専門部会の設置)

第20条 協議会の事業を推進するために次の専門部会を置く。なお、活動内容は、別表に定めるとおりとし、地域の振興および地域課題の解決に向けて、他の専門部会および各種団体等との連携に努め、事業を主体的に計画、実施する。

- (1) 自治公民館活動部会
- (2) 地域づくり部会
- (3) 教育文化活動部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) 環境整備部会

2 専門部会を構成する団体は、別途規程に定めるとおりとし、いずれかの部会に所属するものとする。

3 各専門部会に、部会長1名及び副部会長若干名、幹事若干名を置き、当該専門部会の互選により選出する。

4 各部に幹事会を設けることができる。各部の幹事会は、部会長、副部会長、幹事をもって構成する。専門部会・幹事会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。部会長に事故あるときは、副部会長がこれを代行する。

5 部会の書記は各々の部会で選出するものとし、議事録を事務局に提出する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 委託料
- ③ 交付金
- ④ 補助金
- ⑤ 寄附金
- ⑥ 基金
- ⑦ その他の収入
- ⑧ 地区公民館使用料(指定管理者等になった場合)

(資産の管理)

第22条 協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(支出)

第23条 協議会の支出は、総会で議決された予算に基づき行なう。

(事業計画及び予算の軽微な変更)

第24条 事業計画及び予算の軽微な変更は、運営委員会の承認を経て行うことができる。この場合においては、会長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第25条 会長は、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員会の承認を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第26条 この協議会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第27条 この協議会の決算において、剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

(会計年度)

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

7章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 この規約を変更しようとするときは、総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第30条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及び事務局員若干名を置く。また、事務局員には、行政職員をおくことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の承認を経て別に決める。

(例:専決及び代決事項、職員の給与その他待遇に関する必要な事項)

(事務局の任務)

第31条 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) まちづくり協議会全体の事業計画の立案に関する事
- (2) 予算・決算・実績報告及び会計事務に関する事
- (3) 協議会の運営に関する事
- (4) 専門部会間の事業活動の総合調整に関する事
- (5) 各専門部会活動の指導・助言に関する事
- (6) 行政機関・その他関係団体との連絡調整に関する事
- (7) 総会・役員会・運営委員会の書記に関する事
- (8) 他の部門に属さない事項の提議及び整理・処理に関する事

第9章 広報委員会

(広報委員会)

第32条 協議会の広報を処理するために、協議会に広報委員会を設置する。

2 広報委員会には、委員長1名及び委員若干名を置く。なお、委員長・委員は、他の専門部会と兼務することができる。

3 広報委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の承認を経て別に決める。

(広報委員会の任務)

第33条 広報委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) まちづくり協議会全体の広報に関する事
- (2) 「まちづくり協議会だより」の発行

第10章 雑則

(雑則)

第34条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、別に規程で定める。

附則

この規約は、平成22年6月30日から施行する。

別表(第20条第1項関係)

専門部会名	「活動」及び「運営」の基準
1 自治公民館活動部会	自治公民館活動の推進の役割 (内容) ・自治公民館相互の連携・情報交換 ・行政との連携・情報交換 ・地区行事の推進
2 地域づくり部会	地域・産業振興など地域活性化の役割 (内容) ・地域振興に関する事業 ・産業振興に関する事業 ・観光振興に関する事業
3 教育文化活動部会 目標像: 「明日の庄内を支える人づくりと歴史・文化の薫るまちづくりを目指す」	明日の庄内を支える人づくりと歴史・文化の薫るまちづくりを目指す (内容) ①地域の教育力の向上 ・生涯学習の拠点づくりを行い、地域交流・世代間交流を促進する ・地域の教育力の学校への活用を促進する ・青少年を守り育てる地域づくりを促進する ②スポーツ人口の拡大と競技力の向上 ・継続してスポーツに親しむ環境づくりを促進する ・スポーツクラブの育成と競技力の向上を図る ③歴史・文化の振興と次世代への継承 ・歴史と文化遺産の保存・活用を図る ・文化団体や文化活動者の育成を図る
4 健康福祉部会 目標像: 「声かけよう、みんなで見守り支え合う安心のまち 庄内」	健康・福祉施設、関係団体の連携による高齢者・障がい者福祉、子育て支援、健康づくり等、地域福祉事業の推進の役割 (内容) ・高齢者、認知症、障がい者、一人暮らし世帯の見守り支援 ・生きがいサロンづくり ・学童保育等を中心とする子育て支援 ・子育ての支援 ・健康づくりの推進 ・この他、健康福祉ネットワーク、地域福祉の推進に関する事業
5 環境整備部会 目標像: 「美しい自然を後世に！！みんなで目指そう安心安全な環境のまち 庄内」	環境美化清掃、リサイクルの推進など環境整備の役割 (内容) ・環境美化・一斉清掃の推進 ・ごみ減量・リサイクルの推進 ・環境保全 防犯・防災、交通安全、見守りパトロールなど住民の安全・安心な確保の役割 (内容) ・自主防災・防火・防犯の推進 ・交通安全の推進 ・安心安全な地域づくりの推進 ・子ども安全パトロールの推進 ・環境保全の推進

庄内地区まちづくり協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内地区まちづくり協議会規約(以下「規約」という。)第34条の規定に基づき、会の運営に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(各種団体等)

第2条 規約第5条第2項に規定する各種団体等及びその代議員数は、別表1のとおりとする。

(報酬)

第3条 規約第10条に規定する役員の活動費は、会長 30,000 円、副会長 20,000 円、部会長 20,000 円、事務局長 20,000 円、監事 2,000 円とする。

(専門部会)

第4条 規約第20条第2項に規定する専門部会の構成員は、別表2のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 代議員が協議会に関する会議に出席したときは、当該出席者に対して1日当たり500円の費用弁償を支払うものとする。

2 代議員が出張するときは、必要に応じ別途費用弁償を行う。

附 則

この規程は、平成22年6月30日より施行する。

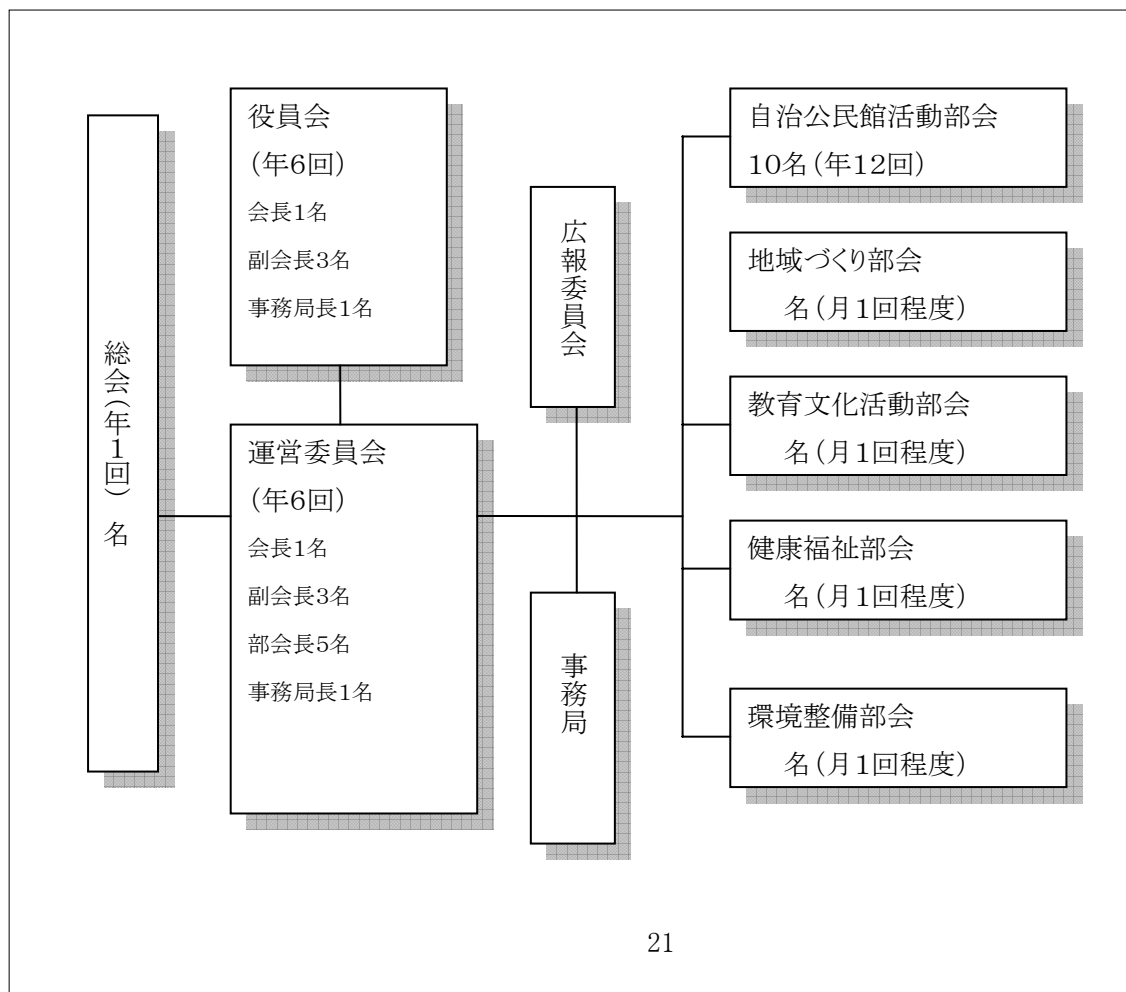
別表1（運営規程第2条関係）

団体等名	代議員数
自治公民館連絡協議会	10名
壮年団体連絡協議会	2名
高齢者クラブ連絡協議会	2名
庄内中PTA	1名
庄内小PTA	1名
乙房小PTA	1名
菓子野小PTA	1名
青少年育成協議会	2名
民生委員児童委員協議会	4名
体育協会	2名
交通安全協会庄内支部	3名
ボランティア連絡協議会	2名
庄内地区社会福祉協議会	3名
荘内商工会	2名
食改善推進協議会	2名
都城消防団第7分団	3名
JA都城庄内支所	2名
民俗芸能保存会	2名
社会福祉施設	2名
庄内土地改良区	2名
公募によるもの	10名

別表2（運営規程第4条関係）

部会名	構成団体および構成員
1 自治公民館活動部会	自治公民館
2 地域づくり部会	自治公民館選出役員、公募による者 壮年連協、荘内商工会、JA、その他関連団体の代表者
3 教育文化活動部会	自治公民館選出役員、公募による者、 小中学校の PTA 役員、保育園・幼稚園の代表者、児童委員、民俗芸能保存連合会、青少年育成協議会、体育協会、子ども会、その他関連団体の代表者
4 健康福祉部会	自治公民館選出役員、公募による者 民生委員児童委員、小中学校の PTA 役員、保育園・幼稚園の代表者、福祉施設の代表者、民俗芸能保存連合会、青少年育成協議会、体育協会、子ども会、その他関連団体の代表者
5 環境整備部会	自治公民館選出役員、公募による者 交通安全協会庄内支部、消防第7分団 環境監視員、庄内土地改良区、関連団体の代表者

イメージ図



※今後の計画について

平成 23 年度第 1 回全体会議及び部会議

平成 23 年 5 月 12 日（木）PM7：30～

がんばろう！ 都城